

648—4 接待後の社員タクシー代と交際費

事 例

当社は事業の関係上得意先を接待することが多いのですが、この接待が深夜におよぶことが少なくありません。この場合、接待費及び接待をした得意先のタクシー代は交際費として処理するとしても、当社の役員又は従業員のタクシー代についてはどのように取り扱うべきでしょうか。当社としては、交通費ということで損金の額に算入できると考えていますが、いかがでしょうか。

結 論

- [1] 本事例の役員又は従業員の接待後のタクシー代の取扱いについては、交際費等の具体的行為がどこまでおよぶかということが問題となっている。すなわち、交際費等の課税要件である具体的行為の形態が、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為となつているため、タクシーによる帰宅が接待に付随した行為としてみられる場合は、交際費等に該当し、接待という行為と帰宅という行為は別のもので、接待はあくまで業務の一環として行われるもので交際費課税の対象となる行為は、顧客等と別れた時点で終了しているとみる立場をとると、タクシー代は交通費となると考えられる。
- [2] 税務の実際では、このような費用を交際費等として考えているようであるが、通常行われる残業の後の帰宅費用と業務の一環として行われる接待たる残業の後の帰宅費用との取扱いの一貫性、及び交際費課税が目余る冗費を抑制することを本来の趣旨とすることからすれば、帰宅費用たるタクシー代までも交際費等の範囲に含めて課税対象とすることはないと考える。

解 説

- [1] 本事例の接待の後の役員又は従業員のタクシー代については、これを交通費とみる見解がある。つまり、通常の深夜に及ぶ残業のあとにタクシーを利用して帰宅する場合とのつりあいで、接待の後のタクシー代も交通費とみるべきだとする見解である。この見解では「接待」は得意先をタクシーに乗せて帰らせた時点で終了するという立場を採り、「接待という残業」と「通常の残業」とでは業務に関連した残業という点では異なるものではないとし、残業に伴って生ずるタクシー代を交通費だとするのである。
- [2] 一方これに対し、接待後の役員又は従業員のタクシー代もまた交際費であ

るとする見解がある。つまり、タクシーで帰宅するという行為は交際費の支出の対象となる接待という行為に「付随する行為」であるとする見解である。

[3] そこでこの両者について検討すると、いまたとえば、役員などが接待の後に自分たちだけで飲食をするためにタクシーを利用して別の場所に移動した場合を考え、そのときにそのタクシー代と飲食代を得意先に係る接待に含めて交際費として会社に負担させたとする。この場合、自己に係る費用を会社に負担させたことになり、課税当局はこれを認定賞与として取り扱うであろう。すなわち、ここでは得意先を接待するという行為は得意先を帰らせた時点で終了したとみているのである。

[4] したがって、確かに「通常の残業」はそれ自体が直接の業務であるのに対し、「接待という残業」はあくまで得意先との円滑な関係を保つために業務の一環として行われるもので、両者の性格は異なる。これを同一視することには問題がある。しかし、これまでみた通り「接待」という行為が得意先を帰らせた時点で終了したとみることが適当である以上、深夜に及ぶ接待でやむを得ずタクシーを利用して帰宅する行為は交際費の支出の対象たる付随行為として取り扱うべきものではないと考える。しかし、税務の実際では、これを交際費として取り扱っているようである。この点は検討されるべきである。

なお、判決例で社員の忘年会の費用とその帰宅に要したタクシー代の全額を交際費としたものがあるが（昭55・4・21東京地裁）、これは社員自らの飲食に要した費用とそのタクシー代が問題となっている事件で、本事例の場合の業務関連性とは性格が異なる問題である。